

平成 22 年 6 月 21 日現在

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2007～2009

課題番号：19730128

研究課題名（和文）

実証・実態研究の統合による「地域学としての竹島研究」の構築

研究課題名（英文）

“Takeshima Research as an Area Study”: Towards the Integration of Empirical and Field Researches.

研究代表者

福原 裕二（島根県立大学・総合政策学部・准教授）

研究者番号：30382360

研究成果の概要（和文）：

従来の竹島をめぐる議論の大部分は、領有権論議（国家の枠組みに準拠した視角）に収斂され、竹島という存在に影響を受けざるを得ない地域・人々の問題をなおざりにしてきた。一方、竹島を行政区域に含む地方自治体は、地域の実情ではなく、国家のレベルの事象において竹島をめぐる行態を左右させてきた。竹島周辺海域は印象的に語られるほど豊富な漁場ではない。李承晩ラインにより拿捕された日本漁船のほとんどすべては、竹島周辺海域に出漁したものではない……等々。本研究は既存研究に潜む多くの問題を修正しようと努めてきたのみならず、神話化された既存言説の誤りを実証的に明らかにした。

研究成果の概要（英文）：

The existing discussions on Takeshima have mostly focused on the territorial dispute (i.e. the issues at national level), and the locality and people who are directly affected by Takeshima have been largely overlooked. At the same time, the local governments which administer Takeshima have made decisions not based on the reality of the locality but on the logic of the state. The area around Takeshima is in fact not a rich fishing ground as it is usually assumed; almost all of the Japanese fishing vessels captured by violating Syngman Rhee Line were not heading toward Takeshima area - this research not only attempted to point out such problems behind the existing researches, but also empirically exposed the errors and delusions found in the mystified discourse that is prevalent today.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	1,300,000	0	1,300,000
2008 年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2009 年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	3,000,000	510,000	3,510,000

研究分野：国際関係史、日韓関係論

科研費の分科・細目：政治学・国際関係論

キーワード：地域学、竹島／独島、日本海／東海、日韓関係、地域研究、政治学、国際関係史、島根県

科学研究費補助金研究成果報告書

1. 研究開始当初の背景

日韓双方が領有権を主張する竹島（韓国名：独島）を巡る学術的な研究は、概して内向き・排他的志向が顕著である。このことは、日韓双方の研究が相手国で出された成果を十分に咀嚼した形跡がなく、また単に相手側主張に対する反論の応酬に終始していることから明白である。この背景には、近世日朝間の日本海を巡る研究（主として漂流民の研究）の深化に比して、近現代の研究では、30年ほどの研究の空白が認められることや、既存研究の批判的検討と共に、新たな資料発掘が行われていないということがある（この辺りの状況については、福原裕二「竹島の誤解を解く」『リポート21「21世紀・地球講座」から』2008年、73-74頁で今少し詳細かつ平易に論じている）。加えて、「そもそも竹島とは何なのか」という位置づけが明らかにされない中で、恣意的な主張や被害者意識が形成されていく現状にある。「竹島研究」は、領有権主張の補強・利害関係者に対する慰安の道具として存在するのではなく、歴史学的な実証研究と同時に、現実問題としての漁業の実態解明と相互補完的に進められなければならない。

研究代表者（以下、福原）は、所属機関（島根県立大学）の「学術教育研究特別助成金」により、「学術的な竹島研究」に寄与すべく、竹島関係史・資料の網羅的な収集とその目録作成を行い、目録は所属機関のホームページ（http://www.u-shimane.ac.jp/36near/611library/file/Korean_takeshima.xls）に公開している。また、収集も2007年度に完遂した（その後も随時新刊史資料を収集している）。その一方で福原は、これら文献を用いた歴史学的な史料分析に加え、竹島周辺海域における戦後の日韓相互の漁業活動の実態を至急調査し、日韓間で様々なレベルにおける政治的対立を掣肘する、より系統だった研究へと発展させなければならないと考えてきた。そのためには、戦後幾度かの画期における双方の出漁状況と漁獲高の推移の把握、また出漁漁民への聞き取り調査など、この海域の漁業的価値を巡る各種根拠を得ることが求められる。しかし、定量的な把握に必要な資料・データ類は整理されておらず、資金の限界もあって新たな研究を展開できない状況にあった。だが、地道な資料収集により、出漁実態の知見を得る各種統計が日韓双方に散在している状況であることを突き止めた。また、福原らの要望により、島根県総務課が所蔵する竹島関係文書が、2006年末までに公開されることが確定した。これに力を得、日韓双方の現地調査と漁港及び自治体に眠る各種資料の分析が可能であり、統括的研究への展望が開けたと考えるに至った。こ

うして、新たな「竹島研究」の構築に資するべく、本研究課題を構想することとなった。

2. 研究の目的

本研究は、韓国の外交通商部が2005年8月に公開した「韓日会談文書」及び島根県総務課所蔵文書の実証的分析を基に、実態研究（漁獲量の定量把握、漁業関係者への聞き取り調査）によって得られる知見を加味して、戦後の竹島／独島の位相を明らかにし、「地域学としての竹島研究」の構築を目指すものである。具体的には、次の諸点の解明を試みる。①李承晩ライン設定による竹島問題発生の直接的背景。②日韓国交正常化交渉において両国が竹島問題を、どの時点で、どの会議・委員会で、どの問題と関連させ、どんな事柄を討議し、そして「妥結」させたのか。③戦後竹島を主管した島根県が、竹島問題をどのように捉え、それに対応したのか。④これまで印象論的に語られがちであった日韓双方の竹島周辺海域における漁業の通時的かつ系統的な実態。⑤竹島周辺海域に切実な利害関係を有する日韓双方の漁業関係者の主張、要求、価値観、現実的対応状況などの具体的様相。⑥漁業問題に限定したものであるが、日本海資源を巡る日韓間の現実的な共生の政策提言。⑦竹島研究における新たなフレームワークの構築。

3. 研究の方法

本研究は、収集史資料の実証的分析を基に、実態研究（漁獲量の定量把握、漁業関係者への聞き取り調査）によって得られる知見を加味して、課題の解明に迫る方法を採用する。その具体的な調査内容と方法は、次の①～⑥の通りである。①竹島関係史・資料の研究：約1,500点に及ぶ竹島関係史・資料の詳細な分析を進める。特に、近代以降の第一次文献を中心に、政府（日韓両国政府）・地方自治体（主に島根県）・民間（漁協及び漁労従事者）がどのように竹島を捉え、いかなる価値を付与してきたのかを考察する。②「韓日会談文書」の研究：約3万5千頁に及ぶ「韓日会談文書」の詳細な分析を進める。特に、李承晩ライン、漁業問題を巡る議論、竹島問題の討議（どの会談・委員会で、どのように討議されたか）、並びに「妥結」の行方に注視しつつ、両国政府における「竹島の取り扱い」を明らかにする。③島根県総務課所蔵文書の研究：①、②の分析に併せ、戦後竹島を所管した島根県の竹島を巡る動態を、島根県総務課所蔵文書を基に分析を進める。特に、占領期及び独立回復直後（マッカーサー・ライン設定時、李承晩ライン設定時とその後）の竹島認識とそれへの対応、漁民対策、島根県東京連絡事務所とのやり取り、中央政府への陳

情状況等に注視する。④出漁者への聞き取り調査による実態把握：①、②、③の結果を補強・同定すべく、竹島周辺海域への出漁経験者（及び漁協）に対する聞き取り調査を行う。この聞き取り調査は、次の⑤、⑥に関連づけても同様に行う。なお、韓国の出漁（経験）者（及び漁港）に対しても同様に行うが、③に類する第一次文献は未見であり、公刊の統計・資料、第二次文献に依拠せざるを得ない部分もある。⑤日韓双方の漁獲量の定量的把握：日本による朝鮮植民地期及び戦後の竹島周辺海域における日韓双方の漁獲量の推移（主として沖合底引き網）を定量的かつ通時的に把握する。資料は、公刊の統計・資料集の他、各漁港ごとに保管されている「日報」を用いる。この際、四つの時期（戦後はマッカーサー・ライン期（1945-1952）、李承晩ライン期（1952-1965）、日韓漁業協定期（1965-1999年）、新日韓漁業協定期（1999-現在；必要性により、この期を2005年〔竹島の日条例制定〕以前と以後とに区分する可能性がある）に着目しつつ、その動向を追っていく。⑥日韓双方の漁業を巡る対応・影響の調査：⑤において設定した各時期の竹島周辺海域の漁業水域、操業ルール、出漁に纏わる各種制約・条件、出漁漁船の増減、トラブルの変化等を調査した上で、日韓両国の政府、地方自治体、民間の対応を明らかにする。

4. 研究成果

(1) 研究の主な成果

ここでは、本研究課題の成果について、日本政府・島根県がどのように竹島を捉え、いかなる価値を付与してきたのかということを中心に記述しつつ、本研究が終局的に目指した竹島研究における新たなフレームワーク（‘地域学としての竹島研究’の方法論：研究の過程で福原は‘竹島研究における第三の視角’と命名）を提示することにした。

日本政府は、韓国がいわゆる「李承晩ライン」（1952.1.18）を設定したことを契機に、竹島／独島領有権問題が発生したとする。その後に出出した口上書で日本政府は、竹島／独島領有権問題の国際司法裁判所への付託をこの問題の解決方途とする基本的な立場をはじめて明確にした。

日韓交渉（1951-1965）においても、この基本的な立場は相当の期間、踏襲された。例えば、第6回日韓会談第1次政治会談の予備交渉として行われた、小坂善太郎外務大臣と金鍾泌中央情報部長との会談（1962.2.22）における小坂外相の発言を見てもそのことを確認することができる。

ところが、大平正芳外務大臣と金鍾泌中央情報部長との会談（1962.11.12）では、日本の提訴に対して韓国側は応訴を「予約」してほしい旨主張されている。さらに、第6回日

韓会談第2次政治会談の予備折衝（1962.12.10）では、国交正常化後1年間の調停期間を設けるとの日本側の再譲歩案の提示がなされるのみならず、続く第7回日韓会談第3回本会議では、日本側が「解決の展望だけでも」との苦しい立場と、韓国の国際司法裁判所への付託拒否という一貫した姿勢に対して、「さらに研究してみる」と述べるにとどまる消極的姿勢を読み取ることができる。

こうしてついに、日本政府は、日韓交渉の枠内において国際司法裁判所への提訴と応訴という道筋をつけることができないまま、「紛争解決に関する議定書」を国交正常化と同時に結び、その紛争の範疇に「竹島／独島問題」を含めることで解決の展望を見出そうと試みる。だが、日韓基本条約と同時に交わされた「紛争の解決に関する交換公文」では、議定書で明記されていた「紛争は、…独島に関する紛争を含み」の「独島（竹島）」という語句は明記されなかった。それどころか、日韓基本条約の本調印を終えた直後に、李東元外務部長官と金東祚駐日大使が丁一権國務総理に打電した電報によれば、『『両国間の紛争』という語句には、独島問題は含まれず、これは将来起こりうる紛争を意味するという我々の立場に対して…総理大臣から口頭で保障を受けた』と記されている。つまり、文面通りに受け取るなら、竹島／独島問題の国際司法裁判所への提訴と応訴という道筋を先送りにするどころか、日本政府はこの解決の展望でさえ、放棄してしまったのではないかとさえ解される。

ただし、この電文はあくまで韓国側において記録・保管されたものであって、日本側の記録と擦り合わせなければ事実関係は確定しない。また、「独島問題は含まない」という韓国の「立場」を「保障」ということは、その事実や相互に交換した書簡の解釈そのものを日本が受け入れるということではなく、「同床異夢」、すなわち韓国側が自国の立場を堅守し、自国内に向かってその事実や書簡の解釈を如何様に説明しようとそのことについて干渉しないし、こうした立場を保障するというように解釈することも可能である。このことはむしろ、日本側も自国の立場を堅守し、自国内に向かってその事実や条文解釈を如何様に説明しようとそのことについて干渉してはならないという含意もある。

ここで確認しておくべきことは、日本政府が日韓交渉を通じて、竹島／独島領有権問題の国際司法裁判所への付託をこの問題の解決方途とする基本的な立場を先送りにしたという事実以上に、領有権問題の枠内でしか、竹島／独島を取り扱った形跡がないということである。従って、日本政府は、当時の国

会で浮上した「竹島周辺の漁業補償」という実利的かつ地域的な課題に対して、「竹島の問題については……漁業水域十二海里を設けなければならぬ……しかし……紛争を助長するようなことに相なってもなりません……」ので、そういう方向はとらずに進んでいきたい……補償等の問題については、まだもちろん考えておらぬわけで……」と述べるにとどまった。それは日本政府が竹島周辺の漁業問題を専管水域の設定問題に等化したのに加えて、竹島周辺海域という漁場を相対的に重要度の低い漁場との認識の下に、韓国との交渉を行ったということである。要するに、日韓交渉においては一竹島周辺の漁業補償という点では現在においても一地域の問題・漁業問題はなおざりにされたのである。

それでは、竹島を行政区域に含むがゆえに、その「存在」に影響を受けざるを得ない地域（島根県）は、竹島という存在をどのように取り扱ってきたのか。ここでは、島根県の実利的な価値意識の一部を投影すると考えられる、『島根県統計書』（以下、『統計書』）の記述の変化を手がかりに、島根県における竹島の位相について考えてみよう。

戦後『統計書』は、未だ日本が連合国の統治下にあった 1950 年より再刊された。これを竹島に注視しつつ眺めるとき、三つの興味深い記述の変化に気がつく。第一に、「本県の位置」（極北）にまつわる記述の変化である。1950 年 3 月刊の『統計書』から 1953 年 3 月刊の『統計書』まで、「本県の位置」の県の四端の極北は、「隠岐島中村沖の島北端」（北緯 36 度 21 分）と記述されているのに対して、1954 年 3 月刊のそれは「隠岐島五箇村竹島北端」（北緯 37 度 10 分）に変更されている。第二に、これに併せて、「郡市町村行政区域」も 1954 年 3 月刊の『統計書』には、五箇村の「町名及大字名」の欄に竹島が記載されるようになる。第三に、1963 年 3 月刊の『統計書』以降、裏表紙に島根県の圏域地図が掲載されるようになるが、1976 年 10 月刊のものまでは竹島が図示されることはなく、1978 年 3 月刊のそれに至って竹島が図示されるようになり、現在に至る。以上、三点の記述の変化はなぜなのであろうか。

日本は 1951 年 9 月 8 日に対日平和条約に署名し、翌年の 4 月 28 日にこれが発効することにより、国際復帰を果たした。同年 5 月 16 日、これを受けて日本政府は、竹島を島根県の行政区域とする。しかし、翌年 3 月に発行された『統計書』には、前述の如く、「本県の位置」（極北）および「市町村区画」に竹島の記載はない。竹島を島根県の行政区域に定めた翌々年に至って記載がなされることになる。この時間差の記述はどのような要因によるものなのか。これを推測する手がかりとして一冊の復命書がある。これは 1953

年 6 月 22 日から 27 日まで「竹島における漁場調査のため」竹島へ赴いた島根県水産商工部の吏員が当時の県知事に復命した文書である。

この復命書は、第一、第二の記述の変化理由の一端を明らかにするだけでなく、当時の島根県がこの復命に基づいて、竹島の漁場としての価値をどのように考えるに至ったかを推測する資料としても貴重である。そこでは「竹島の水産といっても限定された僅かの慌しい調査であり、設備もなく且つ未開発の漁場であって全く資料もなく殆んど推定に止まる部分が多く杜撰なものであることを遺憾に思うが……」と慎重に断りつつ、次のように報告が綴られている。「わかめ、のりの着生面積は思ったより狭少……採り尽くせないなどという程の豊富な資源量はなく……」「貝類は……先ず永続性のない漁場と考えてよかろう」「根付漁業には期待はできないが、回遊性魚類については期待ができると思う」という具合である。すなわち、この復命の知見によって、島根県が竹島の漁場としての価値を大きく減じたものとして認識していたであろうことは想像に難くない。とまれ重要なことは、先の記述の変化理由にそくせば、この復命書の作成（言い換えれば、この時期の竹島における漁場調査）がなぜ遂行されたのかということであろう。

1952 年 5 月に竹島が島根県の行政区域となったとき、前月の対日平和条約の発効に先立ち、マッカーサー・ラインが撤廃されたのを受け、竹島周辺海域を含む日本の漁業及び捕鯨業許可区域に関する一切の制限はなくなっていた。しかし、竹島は従前より米軍の海上爆撃演習場として使用されてきた経緯があり、それゆえ同年 7 月 26 日には日米行政協定に基づき、竹島が米軍の海上爆撃演習場として改めて指定された。つまり、この段階では、島根県の行政権の行使も、竹島での漁業を含む経済活動も著しい制約を受けていた。だが、1953 年 3 月 19 日の日米合同委員会分科委員会で、竹島は演習区域から除かれることが決定した。この決定を受け、島根県知事は同年 6 月 18 日に島根県告示第 352 号を發出して、海島海面における共同漁業権およびアシカ漁業を許可することにした。島根県吏員による竹島の漁場調査は、この告示に従い行われたのだと考えられる。

畢竟、竹島の漁場的価値はどうであれ、告示及びそれに伴う漁場調査とその際における行動によって、竹島に対する認知が戦後に改めて醸成され、これを契機に『統計書』への記載がなされるようになったのである。

それでは、第三の記述の変化理由はどのような要因によるものなのか。それを知るためには、1976 年 10 月から 1978 年 3 月までの間の竹島をめぐる島根県の動きを追跡すれば

よい。

1977年4月以降11月までの間に作成されたと考えられる、島根県・島根県竹島問題解決促進協議会（以下、促進協）作成の『竹島』というパンフレットによれば、当該期間、すなわち1977年3月19日に島根県議会は「竹島の領土権確立及び安全操業の確保についての決議」を行っており、翌月の4月27日には、促進協が設立されたという。恐らく、第三の記述の変化理由そのものはこの島根県の竹島をめぐる動きによって明らかであろう。すなわち、県議会の決議や促進協の設立によって、島根県の竹島に対する意識が否応なく高まり、島根県の圏域地図に図示されるに至ったというものである。だが、より重要な事柄は、どのような要因によって上述の決議や促進協の設立がなされるに至ったかということである。

その第一の手がかりは地域と竹島という存在の媒介項として浮かび上がる漁業である。先に、1953年の復命書に基づいて、島根県の認識として竹島の漁場の価値は著しく低かったのではないかということについて言及したが、竹島の漁場を竹島周辺漁場として広がりを持たせれば、そこはいか釣り漁業やカニかご漁業にとって重要な漁場として浮上する。いか釣り漁業に限って言えば、1971年から1977年までの竹島周辺海域を含む漁場別統計が存在する。これを表にまとめたのが次の〔表1〕である。

〔表1〕西部日本海地域におけるいか釣り漁業漁場別統計

	総計	沿岸計	沖合計	周辺計
1971	85,039	9,757	75,282	40,745
1972	98,290	11,046	87,244	26,198
1973	85,838	10,541	75,297	8,072
1974	62,582	6,296	56,286	18,262
1975	62,608	7,128	55,480	5,276
1976	57,721	11,324	46,397	5,713
1977	40,087	12,708	27,379	4,229

出所：『西部日本海地域におけるいか釣り漁業漁場別統計表』近畿農政局（昭和47年9月～昭和54年1月）を基に筆者作成。

注：単位はトン（t）。沿岸とは、浜田沖、隠岐の島、山陰・但馬、越前・加賀のそれぞれの漁場を合わせた海域を指す。沖合とは、白山瀬、大和堆、新隠岐堆、竹島周辺、大和堆西、日韓水域のそれぞれの漁場を合わせた海域を指す。周辺とは竹島周辺を指す。

確かに、この統計を俯瞰する限り、竹島周辺のいか釣り漁業の漁獲高は1971年の4万トン程度から、1976年の6千トン足らずに激減しており、漁業の不振が翌年の決議や促進協の設立の背景になったように思える。しかし、竹島周辺漁場における漁獲高の減少は何

も1976年に限られることなく、1971年から1972年にかけてはほぼ半減、その翌年はさらに前年の1/3以下に落ち込んでいる。また、漁獲高の減少を念頭に置きつつ、改めて促進協の作成した『竹島』と題するパンフレットを見ても、「竹島周辺は水産資源の宝庫です」とのリード文を掲げながら、領土権の確立を前提に、漁業の安全操業について主張されるのみであり、いか釣り漁業を中心とする漁業の不振という現状に関しては言及がない。こうした点に鑑みれば、漁業の不振が決議や促進協の設立の一義的な要因とは考えにくい。そうであるとすれば、何が要因として考えられるのか。

恐らく、200カイリ水域設定の問題ではないであろうか。日本政府は、1976年に米ソが200カイリ水域を設置したのに対抗して、1977年3月に領海法および漁業水域暫定措置法を制定して、12カイリ領海、200カイリ漁業水域を設けた。これが背景として存在するならば、決議や促進協の設立と時期的にも符合する。

もしもこの傍証が正しいとすれば、どのようなことが言えるのであろうか。200カイリ漁業水域設定が島根県県議会の決議や促進協の設立に影響を与え、これが『統計書』における島根県の圏域地図への竹島の図示に結びついたのでとすれば、竹島を行政区域に含む地域＝島根県は、地域の実情ではなく、国家のレベルの事象において竹島をめぐる行態が左右される、言い換えれば、地域やそこに暮らす人々をなおざりにした対応を行ってきたのではないかということである。

竹島／独島領有権問題をめぐり、国家がその枠組みにおいて地域の利害や問題を等閑視するのはやむを得ないことなのかも知れない。しかし、地域が地域として竹島／独島という存在を顧みることなく、さらにその存在に関わる実態に無頓着であるなら、誰が竹島／独島という「存在」に否応なく影響を受けざるを得ない地域・人々、またこの「存在」に対して切実な利害関係を有する地域・人々を救うことができるのであろうか。

領有権という国家レベルの領域（第一の視角）の中で竹島／独島を捉える限り、必ずそこからこぼれ落ちる対象が生ずる。また、竹島／独島問題の問題性を穿つ、人々の認識のレベル（第二の視角）にまで踏み込んだ研究は貴重だが、国家の枠組みに準拠した視角であり続ける限り、こぼれ落ちた対象を汲み上げることは不可能である。

ここに第三の視角の研究上の必然性と補完性が認められる。竹島／独島研究における第三の視角とは、「竹島／独島問題」を再提起した地域でさえ、未だその地域やそこで暮らす人々の問題としてそれを熟慮した形跡がないという問題意識に基づき、竹島／独島

という固有の「存在」に影響を受けている地域・人々の視点に立脚しつつ、これを巡る諸問題を考察すること、そしてその作業を進めるにあたっては、ある対象や問題（竹島／独島・竹島／独島問題）を「問題」として認識してきた行為主体に注視し、その問題をめぐる当該主体の行態を批判的に検討していく方法を重視する立場である。従来、竹島／独島をめぐる議論の大部分は領有権論議に収斂され、そこで特徴的な形となって表れる、二分法的な言論空間に支配されてきたがゆえに、国家の枠組みに準拠した視角に埋没してきた。無論、その視角の重要性を否定するものではないが、それを乗り越えようとする学術的努力があってもよい。そのためには、上で示したように、竹島／独島をめぐる国家やその他主体の行態の省察が必要となる。それはここで取り上げたごとく、日本のある地域に特殊に内在するものではなく、韓国にも等しく内在するものであることに留意すべきことは言うまでもないであろう。

(2) 国内外における位置づけとインパクト
本研究の成果は、中間的成果も含めて、特に韓国の竹島／独島研究及び関連学会に影響を及ぼした。招待講演を含め、毎年国際学術会議に招聘され、研究報告の機会を得たことはその証左であろう。また、2009年度より福原を含めた日韓の若手研究者らによる領有権問題を越えた広義の竹島／独島研究を志向する研究プロジェクトが立ち上がったのも、本研究の成果の波及効果の一つである。

(3) 今後の展望

本研究の最大の成果として、竹島研究における新たなフレームワーク（竹島研究における第三の視角）の構築が挙げられるが、その一方で、この視角に基づく研究の実践と、数量的な接近・把握のみならず、地域や人々の認識のレベルの考察、国家・地域・人々それぞれの利害関係の中身を一層考究し、さらにこうした成果に依拠しつつ、広義の竹島問題を含んだ北東アジアに拓く日本海の公共財としての秩序形成の可能性に言及しなければ、学術研究の有効性、研究成果の社会化において説得力を欠くのではないかとの課題に直面している。この課題を克服すべく、2010年度より「新視角に基づく竹島／独島の総合的研究」（課題番号：22683003）を遂行している。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計3件）

①福原裕二『『竹島』関連言説の検討—問題を問題として捉える側の省察という方法論の示唆—』『総合政策論叢』（第17号、2009

年、61-81頁；査読有）。

②福原裕二『『竹島』に見る韓国・韓国人イメージ』『アジア社会文化研究』（第10号、2009年、73-102頁；査読有）。
http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/metadb/up/kiyo/AA11472506/AjiaShakaiBunka-Kenkyu_10_73.pdf

③福原裕二「竹島の誤解を解く」『リポート21「21世紀・地球講座」から』（2008年度版、2008年、73-113頁；査読無）。

〔学会発表〕（計3件）

①福原裕二「竹島／独島研究における第三の視角」韓国東北亜財団独島研究所開所1周年記念国際学術会議（2009年8月6日：韓国ソウルプラザホテル）。

②福原裕二「私の竹島／独島研究」〔招待講演〕韓国日語日文学会（2009年4月18日：韓国外国語大学）。

③후쿠하라유지 [福原裕二] 「〈다케시마〉로 보는 한국・한국인 이미지：한국을 보는 타자（일본）의 시선에 대한 성찰」〔〈竹島〉に見る韓国・韓国人イメージ：韓国を眺める他者（日本）の視線に対する省察〕大韓民国建国60周年国際学術会議（2008年8月13日：韓国サマーセット・パレスホテル）。

〔図書〕（計1件）

①上水流久彦ほか『交渉する東アジア—近代から現代まで—』（福原裕二「竹島／独島における第三の視角」〔第3部第1章；155-170頁〕、風響社、2010年、250頁）。

〔その他〕

ホームページ

①「竹島／独島関係史・資料目録」：
http://www.u-shimane.ac.jp/36near/61library/file/Korean_takeshima.xls

②「韓・日会談文書目録」：
<http://www.u-shimane.ac.jp/36near/61library/file/knnchkdnmkrk.pdf>

③「日韓関係（1952～74年）文書目録—第13次公開分—」：
http://www.u-shimane.ac.jp/36near/41kenkyu/file/12_10_fukuhara_95-100.pdf

6. 研究組織

(1) 研究代表者

福原 裕二（島根県立大学・総合政策学部・准教授）

研究者番号：30382360